

## 社会教育委員・公民館運営審議会委員の役割について

### 【社会教育委員の役割】

米子市の社会教育・生涯学習の推進について、その方策や方針についてご意見を述べていただくだけでなく、必要に応じて諸計画や答申を作成していただきます。

なお、社会教育法第17条においては、以下のとおり定められています

#### 社会教育法第17条（社会教育委員の職務）

社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左（以下）の職務を行う。

1. 社会教育に関する諸計画を立案すること。
2. 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
3. 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

### 【公民館運営審議会委員の役割】

旧米子市では公民館ごとに、旧淀江町では中央公民館に審議会が設置されていましたが、新米子市発足に伴ない、市に1つ設置することとなりました。

米子市の公民館の管理・運営等、市全体の公民館のあり方についてご意見を述べていただくだけでなく、必要に応じて諸計画や答申を作成していただきます。

公民館運営審議会については、社会教育法第29条で以下のとおり定められています

#### 社会教育法第29条（公民館運営審議会）

公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

## 年間スケジュール（予定）

	社会教育委員	公民館運営審議会委員
平成20年 1月	16日 社会教育委員の会及び公民館運営審議会	
2月～3月		公民館運営審議会
5月～6月	社会教育委員の会	
7月	社会教育委員研修会（倉吉市）	
	13日「生涯学習実践道場」（大山青年の家）	
10月～11 月	10/9・10「中・四国社会教育研究大会」（鳥取市）	
		公民館運営審議会
平成21年 2月～3月		公民館運営審議会